ハラスメント根絶に向けた取組について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　対象受検機関：大阪府警察本部警務部警務課

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務事業の概要 | 検出事項 | 改善を求める事項(意見) |
| １　ハラスメントに関する相談件数の推移（暦年比較）   |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | |  | 令和元年  (10月末現在) | 平成30年 | 平成29年 | 平成28年 | 平成27年 | | セクシュアル・ハラスメント | 20件 | 24件 | 22件 | 10件 | 16件 | | パワー・ハラスメント | 77件 | 66件 | 66件 | 56件 | 37件 | | 妊娠・出産・育児又は介護に関するハラスメント | ０件 | ０件 | ０件 | ０件 | ０件 | | その他のハラスメント | ０件 | １件 | ０件 | ０件 | ０件 | | 合計 | 97件 | 91件 | 88件 | 66件 | 53件 |   　 相談先の内訳　　 各所属　令和元:64件、平成30:78件、平成29:80件、平成28:53件、平成27:50件  （令和元年８月末）　本部警務課　令和元:10件、平成30:10件、平成29:８件、平成28:10件、平成27:３件  　　　その他　令和元:１件、平成30:３件、平成29:０件、平成28:３件、平成27:０件  ２　「大阪府警察ハラスメント対策要綱」とハラスメント対策推進体制について  (1)「大阪府警察ハラスメント対策要綱」（平成27年１月施行、平成30年７月最終改正）  　（目的）ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合における適切な対応に関し必要な事項を定めることにより、大阪府警察に勤務する職員がその能力を十分に発揮できるような良好な勤務環境を確保すること。  　（対象）ハラスメント：他の職員の人格若しくは尊厳を害し、他の職員に精神的若しくは身体的に苦痛を与え、又は他の職員に不利益若しくは勤務意欲の低下をもたらす職員の不適切な言動（下記①から④まで）  ①セクシュアル・ハラスメント、②パワー・ハラスメント、③妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント、④その他のハラスメント  　（定めている事項）  ・不利益な取扱いの禁止、・職員の認識すべき基本的事項、・監督者の責務、・職員の責務、  ・ハラスメント対策推進体制、・相談等、・相談等への対応、・排除等の措置、・保秘  (2)ハラスメント対策推進体制  （本部）総括責任者（副本部長）→総括副責任者（警務部長）→推進責任者（警務課長）  →推進担当者（警務課課長補佐）  　（各所属）取扱責任者（所属長）→取扱副責任者（次長、副署長等）  →取扱担当者（警部以上で取扱責任者が指定する者(警察署では総務課長)）  →取扱補助者（※）（警部補以下で取扱責任者が指定する者(２人以上指定。複数の女性職員が配  置されている所属にあっては、やむを得ない理由がある場合を除き１人以上は女性) )  　　　　　（※）取扱補助者：相談しやすい体制づくりのため、平成30年８月より設置  (3)取扱補助者の設置状況（令和元年８月現在）   |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | |  | 職員数（単位：名） | | | 取扱補助者数（単位：名） | | | | 合計 | 男性 | 女性 | 合計 | 男性 | 女性 | | 本部所属 | 7,306 | 6,037 | 1,269 | 195 | 97 | 98 | | 警察署 | 16,286 | 14,316 | 1,970 | 304 | 179 | 125 | | 合計 | 23,592 | 20,353 | 3,239 | 499 | 276 | 223 |   【各所属の状況（一例）】  ①本部所属  　情報管理課：職員数169名（うち女性54名）　取扱補助者２名（うち女性１名）  　教養課：　　職員数104名（うち女性19名）　取扱補助者５名（うち女性２名）  ②警察署  　　　　曽根崎：　　職員数375名（うち女性63名）　取扱補助者２名（うち女性１名）  　　　　鶴見：　　　職員数189名（うち女性24名）　取扱補助者７名（うち女性１名）  　　　　八尾：　　　職員数370名（うち女性42名）　取扱補助者15名（うち女性２名）  (4)取扱補助者の設置に関する考え方  ・勤務場所が複数か所に分かれているなどの所属ごとの事情に応じ、各所属の取扱責任者（所属長）の判  断で設置  ・本部所属、警察署とも、職員数に応じた設置人数に関する基準なし。  　（職員数に応じた設置基準を設けていない理由）職員に身近な相談窓口であることから、人物の適性等  を考慮する必要があり、職員数に応じた設置基準を設けると制度自体が形骸化するおそれがある。  　　・誰が取扱補助者であるかは、職員録に印が付されているため、閲覧すればわかるようになっている。  (5）相談等とその対応   |  |  | | --- | --- | | 相談者 |  | | ↓ | 相談 | | 取扱担当者及び取扱補助者 |  | | ↓ | 当該相談等の内容を報告 | | 取扱副責任者 |  | | ↓ | 当該相談又は相談等の内容を報告 | | 取扱責任者 |  | | ↓ | 当該相談等の内容を通報 | | 推進責任者 |  | | ↓ | 総括副責任者(警務部長)経由で相談等の内容を報告 | | 総括責任者 |  |   　(6)ハラスメント対策推進体制の職員の視点に立った検証について  ハラスメントの発生状況を検証した上で取扱補助者を新設し、相談しやすい環境づくりを行っており、  現時点ではハラスメントの相談をしにくいという声は聞かれていないとして、利用者の視点に立った検証は行っていない。  ３　ハラスメント防止に向けた取組  (1)指示・教養の実施  ・警視・警部昇任予定者研修、職場実習指導員研修等における講義  ・警察署での巡回教養・女性教養  ・各種専科・初任科・初任補修科での教養  ・ライフサイクルプラン研修・職員研修での教養  ・各所属での教養  ・ハラスメント理解度テスト  （職員がハラスメントに関する正しい知識・理解を持つために平成30年６月に配信。受検は任意）  (2)資料の作成・配布  ・大阪府警察ハラスメント対策ハンドブック（常時大阪府警察内ネットワーク掲載）  ・ハラスメント注意報（警務課随時発行）  どのような行為がハラスメントになるのかの紹介、ハラスメントの認知件数・行為者の内訳等、ハラ  スメント防止に関する教養の推進、ハラスメント相談窓口の紹介など  ・監察だより（監察室随時発行）  ・所属教養推進月報  ・教養ＤＶＤ貸出  (3)発生事例の共有  ・ハラスメント注意報  (4)会議の実施  ・署長会議、副署長会議等における訓示  ・方面本部長会議、方面区内署長会議における検討  (5)警務部長通達「パワー・ハラスメント防止に向けた取組について」及び監察室長通知「真に考えさせる教養（パワー・ハラスメント）の実施について」  ・目的：パワー・ハラスメントの発生事例を見ると、階級・世代間の考え方の隔たり等の問題が多く見受けられることから、アンケート及び小集団検討会を行い、階級、世代間の認識の違いを共有、理解させた上で活発な議論を行い、パワー・ハラスメントの防止を図る。  ・取組実施期間：平成31年３月13日から令和元年９月30日までの間  ・対象：全職員  ・取組１　パワー・ハラスメント、指導の在り方等に関する意識についてのアンケート（監察室へ報告）  取組２　パワー・ハラスメントの事例検討による小集団検討会の実施  考え方の世代間ギャップ、当事者間のコミュニケーション不足、相手に合わせた指導方法などを検討事項とし、警察官向けの事例３題、一般職員向けの事例１題により、小集団単位で検討を行う。  ・上記の取組１、２を踏まえ、所属ごとにパワー・ハラスメントの防止に向けた具体的対策を策定し、推進すること。 | １　平成30年８月より取扱補助者を設置したが、人物の適性等を考慮する必要があるとして、客観的な選任基準を設けることなく、配置人数は所属長に任されており、適正な配置となっているか検証が困難な状況にある。  例えば、所属の人員数が大きい所属よりも小さい所属の取扱補助者数が多い場合や、同程度の職員数である所属でも取扱補助者数に大きな差が生じている。  ２　パワー・ハラスメントの防止に向けて、全職員を対象に警務部長通達に基づく教養（研修）が実施されたが、セクシュアル・ハラスメント等の他のハラスメントに関しては実施されていない。  ３　職員相談窓口については、大阪府警察ハラスメント対策要綱に基づき設置されているが、相談しやすい制度となっているかどうか、職員の視点に立った検証が行われていない。 | １　取扱補助者について、その養成に努めるとともに、所属の規模、業務の性質、男女比の配置状況等に対応した指定基準を設けられたい。  ２　全てのハラスメントの根絶に向けて、パワー・ハラスメントに加え、セクシュアル・ハラスメントなど他のハラスメントに関しても、認識の違いを共有し、一層の理解を深めるよう取り組まれたい。  ３　職員がハラスメントに関して相談しやすい制度となっているか、職員の視点に立った検証を実施されたい。 |

|  |
| --- |
| 措置の内容 |
| ○　ハラスメント取扱補助者の指定数については、所属規模（職員数）や職員の男女比に応じた目安を設けるとともに、定期異動ごとに全所属が目安に沿った指定になっているか、警務課でチェックを行っている。（令和２年４月１日に通知文を全所属へ送付して周知）  ○　ハラスメント担当者及び取扱補助者向けの執務資料「ハラスメント担当者必携」を作成し、相談受理要領等について周知徹底した。（令和２年12月17日に全所属へ送付）  ○　セクシュアル・ハラスメントに特化した執務資料「ハラスメント事例集～セクハラ編～」を作成し、セクシュアル・ハラスメントに関する理解を深める取組を行った。（令和２年９月１日に全所属へ送付）  ○　採用時教養修了を目前にした警察官にセクシュアル・ハラスメントに関する正しい知識を身につけさせるため、警察学校において初任補習科生に対しセクシュアル・ハラスメントに特化した講義を実施し、相談窓口等について周知徹底を図った。  ○　執務資料「ハラスメント注意報」を発出し、全てのハラスメントの根絶のため、ハラスメント全般に関して理解を深める取組を行った。  ○　４所属に対してハラスメントの相談体制についてのアンケートを実施した。（令和２年３月実施）  ○　ハラスメント取扱補助者の指定の目安を設けるとともに、アンケート結果を受け、よりハラスメントを相談しやすい環境を構築すべく、インターネットメールによるハラスメントの相談受付を開始した。（令和２年９月１日開始） |

監査(検査)実施年月日(委員：令和元年11月22日、事務局：令和元年10月１日から同月25日まで)